

茨城県感染症発生動向調査事業実施要項 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">茨城県感染症発生動向調査事業実施要項</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 目的 (略)</p> <p>第3 対象感染症</p> <p>1 原則として診断された者の全てを届け出る（以下、「全数把握」という。）対象感染症は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一類感染症～四類感染症 (略) ・五類感染症（全数） (64)アメーバ赤痢, (65)ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(66)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症, (67)急性弛緩性麻痺(急性灰白髄炎を除く。), (68)急性脳炎(ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎及びレフトバレー熱を除く。), (69)クリプトスポリジウム症, (70)クロイツフェルト・ヤコブ病, (71)劇症型溶血性レンサ球菌感染症, (72)後天性免疫不全症候群, (73)ジアルジア症, (74)侵襲性インフルエンザ菌感染症, (75)侵襲性髄膜炎菌感染症, (76)侵襲性肺炎球菌感染症, (77)水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。)(78)先天性風しん症候群, (79)梅毒, (80)播種性クリプトコックス症, (81)破傷風, (82)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症, (83)バンコマイシン耐性腸球菌感染症, (84)百日咳, (85)風しん, (86)麻しん, (87)薬剤耐性アシネトバクター感染症 ・新型インフルエンザ等感染症 (112)新型インフルエンザ, (113)再興型インフルエンザ ・指定感染症 該当なし <p>2 指定届出機関（以下、「定点」という。）から届け出る（以下、「定点把握」という。）対象感染症は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五類感染症（定点） (88)RSウイルス感染症, (89)咽頭結膜熱, (90)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎, (91)感染性胃腸炎, (92)水痘, (93)手足口病, (94)伝染性紅斑, (95)突発性発しん, (96)ヘルパンギーナ, (97)流行性耳下腺炎, (98)インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(99)急性出血性結膜炎, (100)流行性角結膜炎, (101)性器クラミジア感染症, (102)性器ヘルペスウイルス感染症, (103)尖圭コンジローマ, (104)淋菌感染症, (105)クラミ 	<p style="text-align: center;">茨城県感染症発生動向調査事業実施要項</p> <p>第1 趣旨 (略)</p> <p>第2 目的 (略)</p> <p>第3 対象感染症</p> <p>1 原則として診断された者の全てを届け出る（以下、「全数把握」という。）対象感染症は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一類感染症～四類感染症 (略) ・五類感染症（全数） (64)アメーバ赤痢, (65)ウイルス性肝炎（E型肝炎及びA型肝炎を除く。）、(66)カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症, (67)急性脳炎(ウエストナイル脳炎, 西部ウマ脳炎, ダニ媒介脳炎, 東部ウマ脳炎, 日本脳炎, ベネズエラウマ脳炎及びレフトバレー熱を除く。), (68)クリプトスポリジウム症, (69)クロイツフェルト・ヤコブ病, (70)劇症型溶血性レンサ球菌感染症, (71)後天性免疫不全症候群, (72)ジアルジア症, (73)侵襲性インフルエンザ菌感染症, (74)侵襲性髄膜炎菌感染症, (75)侵襲性肺炎球菌感染症, (76)水痘(患者が入院を要すると認められるものに限る。)(77)先天性風しん症候群, (78)梅毒, (79)播種性クリプトコックス症, (80)破傷風, (81)バンコマイシン耐性黄色ブドウ球菌感染症, (82)バンコマイシン耐性腸球菌感染症, (83)百日咳, (84)風しん, (85)麻しん, (86)薬剤耐性アシネトバクター感染症 ・新型インフルエンザ等感染症 (111)新型インフルエンザ, (112)再興型インフルエンザ ・指定感染症 該当なし <p>2 指定届出機関（以下、「定点」という。）から届け出る（以下、「定点把握」という。）対象感染症は次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・五類感染症（定点） (87)RSウイルス感染症, (88)咽頭結膜熱, (89)A群溶血性レンサ球菌咽頭炎, (90)感染性胃腸炎, (91)水痘, (92)手足口病, (93)伝染性紅斑, (94)突発性発しん, (95)ヘルパンギーナ, (96)流行性耳下腺炎, (97)インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。）、(98)急性出血性結膜炎, (99)流行性角結膜炎, (100)性器クラミジア感染症, (101)性器ヘルペスウイルス感染症, (102)尖圭コンジローマ, (103)淋菌感染症, (104)クラミジア

ジア肺炎（オウム病を除く。）、[\(106\)](#)細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、[\(107\)](#)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、[\(108\)](#)マイコプラズマ肺炎、[\(109\)](#)無菌性髄膜炎、[\(110\)](#)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、[\(111\)](#)薬剤耐性緑膿菌感染症

- ・法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定められる疑似症（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。）

[\(114\)](#)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）、[\(115\)](#)発熱及び発しん又は水疱

- 3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象二類感染症
(13)鳥インフルエンザ（H5N1）

第4 実施主体

実施主体は茨城県とする。

第5 実施体制の整備

- 1 茨城県感染症情報センター

(1)～(3) (略)

(4) 県感染症情報センターは、県域における患者情報、疑似症情報及び病原体情報と全国情報をもとに週又は月単位で分析した感染症情報を茨城県保健福祉部[疾病対策課](#)（以下「[疾病対策課](#)」という。）とともに、県民、各保健所、県医師会及び県教育委員会等の関係機関に提供・公開する。

- 2 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

- (1) 指定届出機関及び指定提出機関の指定

ア [疾病対策課](#)は、定点把握対象の五類感染症について、法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者情報を届け出る定点（以下「患者定点」という。）、疑似症情報を届け出る定点（以下「疑似症定点」という。）を保健所単位で指定する。

イ [疾病対策課](#)は、定点把握対象の五類感染症について、患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、病原体定点をあらかじめ保健所単位で選定する。なお、法施行規則第7条の2に規定する五類感染症については、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を指定する。

ウ 保健所は管轄地域内の情報を偏りなく収集できるよう、定点の変更を検討することができる。

エ 定点を新たに指定する場合には、感染症情報の適切な収集・還元が図れるよう原則として各医療機関の属する市郡医師会等の推薦を得るものとする。また、変更する場合も同様とする。

肺炎（オウム病を除く。）、[\(105\)](#)細菌性髄膜炎(インフルエンザ菌、髄膜炎菌、肺炎球菌を原因として同定された場合を除く。)、[\(106\)](#)ペニシリン耐性肺炎球菌感染症、[\(107\)](#)マイコプラズマ肺炎、[\(108\)](#)無菌性髄膜炎、[\(109\)](#)メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症、[\(110\)](#)薬剤耐性緑膿菌感染症

- ・法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定められる疑似症（ただし、当該疑似症が二類感染症、三類感染症、四類感染症又は五類感染症の患者の症状であることが明らかな場合を除く。）

[\(113\)](#)摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状（明らかな外傷又は器質的疾患に起因するものを除く。）、[\(114\)](#)発熱及び発しん又は水疱

- 3 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の対象二類感染症
(13)鳥インフルエンザ（H5N1）

第4 実施主体

実施主体は茨城県とする。

第5 実施体制の整備

- 1 茨城県感染症情報センター

(1)～(3) (略)

(4) 県感染症情報センターは、県域における患者情報、疑似症情報及び病原体情報と全国情報をもとに週又は月単位で分析した感染症情報を茨城県保健福祉部[保健予防課](#)（以下「[保健予防課](#)」という。）とともに、県民、各保健所、県医師会及び県教育委員会等の関係機関に提供・公開する。

- 2 指定届出機関及び指定提出機関（定点）

- (1) 指定届出機関及び指定提出機関の指定

ア [保健予防課](#)は、定点把握対象の五類感染症について、法第14条第1項に規定する指定届出機関として、患者情報を届け出る定点（以下「患者定点」という。）、疑似症情報を届け出る定点（以下「疑似症定点」という。）を保健所単位で指定する。

イ [保健予防課](#)は、定点把握対象の五類感染症について、患者の検体又は当該感染症の病原体（以下「検体等」という。）を収集するため、病原体定点をあらかじめ保健所単位で選定する。なお、法施行規則第7条の2に規定する五類感染症については、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として、病原体定点を指定する。

ウ 保健所は管轄地域内の情報を偏りなく収集できるよう、定点の変更を検討することができる。

エ 定点を新たに指定する場合には、感染症情報の適切な収集・還元が図れるよう原則として各医療機関の属する市郡医師会等の推薦を得るものとする。また、変更する場合も同様とする。

オ 指定届出機関が、指定された定点を辞退するときは、辞退の日の30日以上前に保健所にその旨を申し出ることとする。

(2) 指定届出機関及び指定提出機関の役割
(略)

3 保健所

(1)～(4) (略)

(5) 保健所は、指定届出機関、指定提出機関から辞退の届けがあったときは、新たに指定届出機関、指定提出機関となる市郡医師会の推薦を受けた医療機関を**疾病対策課**に報告する。

4 衛生研究所

(1) (略)

(2) 衛生研究所は、検査の結果、検出された病原体情報を調査システムにより中央感染症情報センターに報告するとともに**疾病対策課**、県感染症情報センターに報告する。

5 茨城県感染症対策委員会

(略)

6 疾病対策課

(1) **疾病対策課**は、事業の実施に際し、必要に応じて関係機関及び関係団体との調整を図る。

(2) **疾病対策課**は、定点把握対象の五類感染症及び法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定められる疑似症について、県域における患者情報、疑似症情報及び病原体検査情報を収集するため、厚生労働省の定める定点選定基準に基づき定点を指定する。

(3) **疾病対策課**は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症が発生した場合並びに五類感染症等に係る感染症発生動向調査により、通常と異なる傾向が認められる場合等には、必要に応じて積極的疫学調査の実施について保健所と協議する。

(4) (略)

第6 事業内容

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第3の(75)、(85)及び(86)）、
新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第3の(75)、(85)及び(86)）、
新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（以下、「届出基準等通知」という。）に基づき診断した医師は、届出基準等通知別記様式を用いて、直ちに

オ 指定届出機関が、指定された定点を辞退するときは、辞退の日の30日以上前に保健所にその旨を申し出ることとする。

(2) 指定届出機関及び指定提出機関の役割
(略)

3 保健所

(1)～(4) (略)

(5) 保健所は、指定届出機関、指定提出機関から辞退の届けがあったときは、新たに指定届出機関、指定提出機関となる市郡医師会の推薦を受けた医療機関を**保健予防課**に報告する。

4 衛生研究所

(1) (略)

(2) 衛生研究所は、検査の結果、検出された病原体情報を調査システムにより中央感染症情報センターに報告するとともに**保健予防課**、県感染症情報センターに報告する。

5 茨城県感染症対策委員会

(略)

6 保健予防課

(1) **保健予防課**は、事業の実施に際し、必要に応じて関係機関及び関係団体との調整を図る。

(2) **保健予防課**は、定点把握対象の五類感染症及び法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定められる疑似症について、県域における患者情報、疑似症情報及び病原体検査情報を収集するため、厚生労働省の定める定点選定基準に基づき定点を指定する。

(3) **保健予防課**は、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症が発生した場合並びに五類感染症等に係る感染症発生動向調査により、通常と異なる傾向が認められる場合等には、必要に応じて積極的疫学調査の実施について保健所と協議する。

(4) (略)

第6 事業内容

1 一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第3の(74)、(84)及び(85)）、
新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症（第3の(74)、(84)及び(85)）、
新型インフルエンザ等感染症及び指定感染症を感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（以下、「届出基準等通知」という。）に基づき診断した医師は、届出基準等通知別記様式を用い

原則として診断した場所を管轄する保健所に届出を行う。

イ～ウ (略)

エ 衛生研究所

- (ア) 衛生研究所は、検体等及び検査票が保健所から搬送された場合は、検査業務管理マニュアルの検査標準作業書に基づき当該検体等を検査し、結果を保健所、県感染症情報センター及び**疾病対策課**に報告する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。なお、検体等の採取については、必要に応じて保健所と連絡調整を行う。衛生研究所で実施することが困難な検査については、国立感染症研究所に協力を依頼する。
- (イ) 衛生研究所は、一類感染症の届出があった場合、県域を越えて感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合は、検体等を国立感染症研究所に送付する。

オ 県感染症情報センター
(略)

カ **疾病対策課**
疾病対策課は、県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等と連携の上、迅速な対応を行う。

2 全数把握の五類感染症（第3の(75)、(85)及び(86)を除く。）

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症（第3の(75)、(85)及び(86)を除く。）の患者等を診断した医師は、届出基準等通知別記様式を用いて、診断後7日以内に原則として診断した場所を管轄する保健所に届出を行う。

イ～ウ (略)

エ 衛生研究所

- (ア) 衛生研究所は、検体等及び検査票が保健所から搬送された場合は、検査業務管理マニュアルの検査標準作業書に基づき当該検体を検査し、結果を保健所、県感染症情報センター及び**疾病対策課**に報告する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。なお、検体等の採取については、必要に応じて保健所と連絡調整を行う。衛生研究所で実施することが困難な検査については、国立感染症研究所に協力を依頼する。

て、直ちに原則として診断した場所を管轄する保健所に届出を行う。

イ～ウ (略)

エ 衛生研究所

- (ア) 衛生研究所は、検体等及び検査票が保健所から搬送された場合は、検査業務管理マニュアルの検査標準作業書に基づき当該検体等を検査し、結果を保健所、県感染症情報センター及び**保健予防課**に報告する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。なお、検体等の採取については、必要に応じて保健所と連絡調整を行う。衛生研究所で実施することが困難な検査については、国立感染症研究所に協力を依頼する。
- (イ) 衛生研究所は、一類感染症の届出があった場合、県域を越えて感染症の集団発生があった場合等の緊急の場合及び国から提出を求められた場合は、検体等を国立感染症研究所に送付する。

オ 県感染症情報センター
(略)

カ **保健予防課**
保健予防課は、県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等と連携の上、迅速な対応を行う。

2 全数把握の五類感染症（第3の(74)、(84)及び(85)を除く。）

(1) 調査単位及び実施方法

ア 診断した医師

全数把握対象の五類感染症（第3の(74)、(84)及び(85)を除く。）の患者等を診断した医師は、届出基準等通知別記様式を用いて、診断後7日以内に原則として診断した場所を管轄する保健所に届出を行う。

イ～ウ (略)

エ 衛生研究所

- (ア) 衛生研究所は、検体等及び検査票が保健所から搬送された場合は、検査業務管理マニュアルの検査標準作業書に基づき当該検体を検査し、結果を保健所、県感染症情報センター及び**保健予防課**に報告する。また、病原体情報について、速やかに中央感染症情報センターに報告する。なお、検体等の採取については、必要に応じて保健所と連絡調整を行う。衛生研究所で実施することが困難な検査については、国立感染症研究所に協力を依頼する。

(イ) (略)

オ (略)

カ **疾病対策課**

疾病対策課は、県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等と連携の上、迅速な対応を行う。

3 定点把握の五類感染症

(1) 届出対象とする感染症の状態
(略)

(2) 定点の設置

疾病対策課は、定点把握対象感染症の患者発生状況を地域及び県全体から把握できるように、人口及び医療機関の分布等を勘案のうえ、厚生労働省の示す基準に準拠し、保健所、県感染症情報センター等の関係機関の協力を得て定点を指定する。定点の名簿は、別に定める。

ア 患者定点の種類及び調査対象感染症

(ア) 小児科定点

対象感染症のうち第3の(88)から(97)までに掲げる感染症については、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。

(イ) インフルエンザ定点

対象感染症のうち第3の(98)に掲げる感染症については、上記(ア)で選定した小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関を内科定点として指定し、両者を合わせてインフルエンザ定点とする。

(ウ) 眼科定点

対象感染症のうち第3の(99)及び(100)に掲げる感染症については、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。

(エ) 性感染症定点

対象感染症のうち第3の(101)から(104)に掲げる感染症については、産婦人科、産科若しくは婦人科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。

(オ) 基幹定点

対象感染症のうち第3の(91)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(105)から

(イ) (略)

オ (略)

カ **保健予防課**

保健予防課は、県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集するとともに、国及び他の都道府県等と連携の上、迅速な対応を行う。

3 定点把握の五類感染症

(1) 届出対象とする感染症の状態
(略)

(2) 定点の設置

保健予防課は、定点把握対象感染症の患者発生状況を地域及び県全体から把握できるように、人口及び医療機関の分布等を勘案のうえ、厚生労働省の示す基準に準拠し、保健所、県感染症情報センター等の関係機関の協力を得て定点を指定する。定点の名簿は、別に定める。

ア 患者定点の種類及び調査対象感染症

(ア) 小児科定点

対象感染症のうち第3の(87)から(96)までに掲げる感染症については、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）を小児科定点として指定する。

(イ) インフルエンザ定点

対象感染症のうち第3の(97)に掲げる感染症については、上記(ア)で選定した小児科定点に加え、内科を標榜する医療機関を内科定点として指定し、両者を合わせてインフルエンザ定点とする。

(ウ) 眼科定点

対象感染症のうち第3の(98)及び(99)に掲げる感染症については、眼科を標榜する医療機関（主として眼科医療を提供しているもの）を眼科定点として指定する。

(エ) 性感染症定点

対象感染症のうち第3の(100)から(103)に掲げる感染症については、産婦人科、産科若しくは婦人科、医療法施行令（昭和23年政令第326号）第3条の2第1項第1号ハ及びニ(2)の規定により性感染症と組み合わせた名称を診療科名とする診療科、泌尿器科又は皮膚科を標榜する医療機関（主として各々の標榜科の医療を提供しているもの）を性感染症定点として指定する。

(オ) 基幹定点

対象感染症のうち第3の(90)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(104)から

(111)に掲げる感染症については、患者を300人以上収容する病院（小児科医療及び内科医療を提供しているもの）を各2次保健医療圏域毎に1ヶ所以上基幹定点として指定する。

イ 病原体定点の種類及び調査対象感染症

医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として患者定点に指定された医療機関の中から選定する。

(ア) 小児科病原体定点

小児科定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第3の(88)から(97)までを対象感染症とする。

(イ) インフルエンザ病原体定点

インフルエンザ定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第3の(98)を対象感染症とする。なお、インフルエンザ病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。

(ウ) 眼科病原体定点

眼科定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第3の(99)及び(100)を対象感染症とする。

(エ) 基幹病原体定点

基幹定点の全てを基幹病原体定点として、第3の(91)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(106)及び(109)を対象感染症とする。

(3) 調査単位

ア 毎週報告

(略)

イ 毎月報告

前記(2)のアの(エ)により選定された患者定点に関する情報については、1月を単位とする。

ウ 前記(2)のアの(ウ)により選定された患者定点に関する情報については、第3の(91)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(105)、(106)、(108)及び(109)については、1週間（月曜日から日曜日まで）を調査単位とし毎週報告する。(107)、(110)及び(111)に関する患者情報は1月を単位として毎月報告する。また、調査単位を週とするものの隔年における週の決定方法は、厚生労働省が別に定めるとおりとし、1月1日を基準として決定するものとする。

エ 病原体情報のうち、前記(2)のイの(イ)により選定された病原体定点に関するものについては、第3の(98)に掲げるインフルエンザの流行期（(2)のアの(イ)により選定された患者定点当たりの患者発生数が都道府県単位で1を超えた時点から1を下回るまでの間）には1週間（月曜日から日曜日）を調査単位とし、非流行期（流行期以外の期間）には各月を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

(110)に掲げる感染症については、患者を300人以上収容する病院（小児科医療及び内科医療を提供しているもの）を各2次保健医療圏域毎に1ヶ所以上基幹定点として指定する。

イ 病原体定点の種類及び調査対象感染症

医療機関を病原体定点として選定する場合は、原則として患者定点に指定された医療機関の中から選定する。

(ア) 小児科病原体定点

小児科定点の概ね10%を小児科病原体定点として、第3の(87)から(96)までを対象感染症とする。

(イ) インフルエンザ病原体定点

インフルエンザ定点の概ね10%をインフルエンザ病原体定点として、第3の(97)を対象感染症とする。なお、インフルエンザ病原体定点の選定に当たっては、小児科定点から10%以上及び内科定点から10%以上を、それぞれ3定点と2定点を下回らないよう選定することとし、法第14条の2第1項に規定する指定提出機関として指定する。

(ウ) 眼科病原体定点

眼科定点の概ね10%を眼科病原体定点として、第3の(98)及び(99)を対象感染症とする。

(エ) 基幹病原体定点

基幹定点の全てを基幹病原体定点として、第3の(90)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(105)及び(108)を対象感染症とする。

(3) 調査単位

ア 毎週報告

(略)

イ 毎月報告

前記(2)のアの(エ)により選定された患者定点に関する情報については、1月を単位とする。

ウ 前記(2)のアの(ウ)により選定された患者定点に関する情報については、第3の(90)のうち病原体がロタウイルスであるもの及び(104)、(105)、(107)及び(108)については、1週間（月曜日から日曜日まで）を調査単位とし毎週報告する。(106)、(109)及び(110)に関する患者情報は1月を単位として毎月報告する。また、調査単位を週とするものの隔年における週の決定方法は、厚生労働省が別に定めるとおりとし、1月1日を基準として決定するものとする。

エ 病原体情報のうち、前記(2)のイの(イ)により選定された病原体定点に関するものについては、第3の(97)に掲げるインフルエンザの流行期（(2)のアの(イ)により選定された患者定点当たりの患者発生数が都道府県単位で1を超えた時点から1を下回るまでの間）には1週間（月曜日から日曜日）を調査単位とし、非流行期（流行期以外の期間）には各月を調査単位とする。その他の病原体定点に関するものについては、各月を調査単位とする。

(4) 実施方法

ア 患者定点
(略)

イ 病原体定点

(ア)～(イ) (略)

(ウ) (2) のイの(ア)により選定された病原体定点においては、第3の(88)から(97)までの対象感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付する。

(エ) (略)

ウ 検体等を所持している医療機関等

(略)

エ 保健所

(ア) 保健所は、患者定点から報告された患者情報を、調査単位が週の場合は調査対象週の翌週の火曜日正午まで、月の場合は調査対象月の翌月の2日までに、調査システムにより県感染症情報センターに報告するとともに、対象感染症について集団発生その他特記すべき情報がある場合は、**疾病対策課**及び県感染症情報センターに報告する。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼する。なお、病原体検査の実施等について、必要に応じて衛生研究所と協議する。

(イ)～(オ) (略)

オ 衛生研究所

(ア) 衛生研究所は、検体等及び検査票が送付された場合には、検査業務管理マニュアルの検査標準作業書に基づき当該検体を検査し、その結果を病原体定点に通知するとともに、保健所、**疾病対策課**及び県感染症情報センターに報告する。また、病原体情報については、速やかに中央感染症情報センターに報告する。なお、検体採取については、必要に応じて保健所と連絡調整を行う。衛生研究所で実施することが困難な検査については、国立感染症研究所に協力を依頼する。

(イ) (略)

カ 県感染症情報センター

(略)

キ **疾病対策課**

疾病対策課は、県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。

なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集する

ア 患者定点
(略)

イ 病原体定点

(ア)～(イ) (略)

(ウ) (2) のイの(ア)により選定された病原体定点においては、第3の(87)から(96)までの対象感染症について、調査単位ごとに、概ね4症例からそれぞれ少なくとも1種類の検体を送付する。

(エ) (略)

ウ 検体等を所持している医療機関等

(略)

エ 保健所

(ア) 保健所は、患者定点から報告された患者情報を、調査単位が週の場合は調査対象週の翌週の火曜日正午まで、月の場合は調査対象月の翌月の2日までに、調査システムにより県感染症情報センターに報告するとともに、対象感染症について集団発生その他特記すべき情報がある場合は、**保健予防課**及び県感染症情報センターに報告する。

また、保健所は、病原体検査が必要と判断した場合は、検体等を所持している医療機関等に対して、検体等の提供について、別記様式の検査票を添付して依頼する。なお、病原体検査の実施等について、必要に応じて衛生研究所と協議する。

(イ)～(オ) (略)

オ 衛生研究所

(ア) 衛生研究所は、検体等及び検査票が送付された場合には、検査業務管理マニュアルの検査標準作業書に基づき当該検体を検査し、その結果を病原体定点に通知するとともに、保健所、**保健予防課**及び県感染症情報センターに報告する。また、病原体情報については、速やかに中央感染症情報センターに報告する。なお、検体採取については、必要に応じて保健所と連絡調整を行う。衛生研究所で実施することが困難な検査については、国立感染症研究所に協力を依頼する。

(イ) (略)

カ 県感染症情報センター

(略)

キ **保健予防課**

保健予防課は、県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。

なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集する

とともに、国及び他の都道府県等と連携の上、迅速な対応を行う。

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1) 対象とする感染症の状態

(略)

(2) 定点の設置

疾病対策課は、定点把握対象感染症の患者発生状況を地域及び県全体から把握できるように、人口及び医療機関の分布等を勘案のうえ、厚生労働省の示す基準に準拠し、保健所、県感染症情報センター等の関係機関の協力を得て定点を指定する。

ア 疑似症定点の種類及び調査対象感染症

(ア) 第一号疑似症定点

対象感染症のうち第3の(114)に掲げる感染症については、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を指定する。

(イ) 第二号疑似症定点

対象感染症のうち第3の(115)に掲げる感染症については、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を指定する。

(3) 調査単位及び実施方法

ア 疑似症定点

(略)

イ 保健所

(ア) 保健所は、疑似症定点における症候群サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとし、また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報がある場合は、**疾病対策課**及び県感染症情報センターに報告する。

(イ) 保健所は、県感染症情報センターから提供された感染症情報について、速やかに管内の市町村、指定届出機関、指定提出機関、市郡医師会、教育委員会等の関係機関に提供する。

ウ 県感染症情報センター

(略)

エ **疾病対策課**

疾病対策課は、県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。

なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集す

とともに、国及び他の都道府県等と連携の上、迅速な対応を行う。

4 法第14条第1項に規定する厚生労働省令で定める疑似症

(1) 対象とする感染症の状態

(略)

(2) 定点の設置

保健予防課は、定点把握対象感染症の患者発生状況を地域及び県全体から把握できるように、人口及び医療機関の分布等を勘案のうえ、厚生労働省の示す基準に準拠し、保健所、県感染症情報センター等の関係機関の協力を得て定点を指定する。

ア 疑似症定点の種類及び調査対象感染症

(ア) 第一号疑似症定点

対象感染症のうち第3の(113)に掲げる感染症については、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）又は内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）を指定する。

(イ) 第二号疑似症定点

対象感染症のうち第3の(114)に掲げる感染症については、小児科を標榜する医療機関（主として小児科医療を提供しているもの）、内科を標榜する医療機関（主として内科医療を提供しているもの）又は皮膚科を標榜する医療機関（主として皮膚科医療を提供しているもの）を指定する。

(3) 調査単位及び実施方法

ア 疑似症定点

(略)

イ 保健所

(ア) 保健所は、疑似症定点における症候群サーベイランスシステムへの入力を実施することができない場合は、当該疑似症定点から得られた疑似症情報を、直ちに、症候群サーベイランスシステムに入力するものとし、また、対象疑似症についての集団発生その他特記すべき情報がある場合は、**保健予防課**及び県感染症情報センターに報告する。

(イ) 保健所は、県感染症情報センターから提供された感染症情報について、速やかに管内の市町村、指定届出機関、指定提出機関、市郡医師会、教育委員会等の関係機関に提供する。

ウ 県感染症情報センター

(略)

エ **保健予防課**

保健予防課は、県感染症情報センターが収集、分析した患者情報及び病原体情報を感染症対策に利用し、関係機関との連携・調整を行う。

なお、緊急の場合及び国から対応を求められた場合においては、直接必要な情報を収集す

るとともに、国及び他の都道府県等と連携の上、迅速な対応を行う。

5 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

(略)

第7 法13条に基づく獣医師の届出

(略)

第8 その他

(略)

附則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成14年11月1日から施行する。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年5月12日から施行する。

附則

この要項は、平成23年2月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年3月4日から施行する。

附則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年5月6日から施行する。

附則

この要項は、平成25年10月14日から施行する。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成26年7月26日から施行する。

附則

この要項は、平成26年9月19日から施行する。

るとともに、国及び他の都道府県等と連携の上、迅速な対応を行う。

5 オンラインシステムによる積極的疫学調査結果の報告の実施方法

(略)

第7 法13条に基づく獣医師の届出

(略)

第8 その他

(略)

附則

この要項は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成14年11月1日から施行する。

附則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年1月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成20年5月12日から施行する。

附則

この要項は、平成23年2月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年3月4日から施行する。

附則

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成25年5月6日から施行する。

附則

この要項は、平成25年10月14日から施行する。

附則

この要項は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この要項は、平成26年7月26日から施行する。

附則

この要項は、平成26年9月19日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 5 月 21 日から施行する。

附則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 の 1 の対象感染症の追加に係る改正については、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

附則

この要項は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この要項の一部改正は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 1 月 21 日から施行する。

附則

この要項は、平成 27 年 5 月 21 日から施行する。

附則

この要項は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 の 1 の対象感染症の追加に係る改正については、平成 28 年 2 月 15 日から施行する。

附則

この要項は、平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

この要項の一部改正は、平成 30 年 3 月 1 日から施行する。

1. 急性灰白髄炎との鑑別のため、診断後速やかに病原体検査のための検体を採取し、検査結果を待つことなく、出来るだけ速やかに管轄の保健所へ急性弛緩性麻痺の届出をしていただきますようお願いいたします。
 2. 届出後、病原体検査により急性灰白髄炎と診断された場合には、届出の取り下げ等にご協力いただきますようお願いいたします。

別記様式 5-4

急性弛緩性麻痺（急性灰白髄炎を除く。）発生届

都道府県知事（保健所設置市長・特別区長） 殿

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項（同条第6項において準用する場合を含む。）の規定により、以下のとおり届け出る。

報告年月日 平成 年 月 日

医師の氏名 _____
 印 _____
 （署名又は記名押印のこと）

従事する病院・診療所の名称 _____
 上記病院・診療所の所在地（※） _____
 電話番号（※）（ ） - _____
 （※病院・診療所に従事していない医師にあっては、その住所・電話番号を記載）

1 診断（検案）した者（死体）の種類
 ・患者（確定例） ・感染症死亡者の死体

2 性別	3 診断時の年齢（0歳は月齢）
男・女	歳（ ） 月（ ） 日

病 型		11 感染原因・感染経路・感染地域
1) 病原体（ ）	2) 病原体不明	①感染原因・感染経路（確定・推定） 1 飛沫・飛沫核感染（感染源の種類・状況： ） 2 接触感染（接触した人・物の種類・状況： ） 3 経口感染（飲食物の種類・状況： ） 4 その他（ ） ②感染地域（ 確定・推定 ） 1 日本国内（ 都道府県 市区町村） 2 国外（ 国 詳細地域 ） ③ポリオウイルス検査の実施（有・無） ④ポリオ含有ワクチン接種歴 1 回目 有（ ）か月）・無・不明 ワクチンの種類（生・IPV・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明） 2 回目 有（ ）か月）・無・不明 ワクチンの種類（生・IPV・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明） 3 回目 有（ ）か月）・無・不明 ワクチンの種類（生・IPV・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明） 4 回目 有（ ）歳）・無・不明 ワクチンの種類（生・IPV・DPT-IPV・不明） 接種年月日（S・H 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明） その他：海外でポリオ含有ワクチンの接種歴がある場合（生・IPV 含有ワクチン・不明） 接種年月日（H 年 月 日 ・不明） 製造会社/Lot 番号（ / ・不明）
4 症状 ・弛緩性麻痺 左上肢・右上肢・左下肢・右下肢・呼吸筋・顔面・他（ ） ・深部腱反射低下 ・腕脱直腸障害 ・瞳孔散大 ・筋萎縮・筋肉痛・頭痛・髄液蛋白質増加 ・髄液細胞数増加・発熱・嘔吐・咳・鼻汁 ・下痢・嘔吐・便秘・腹痛・意識障害・感覚障害 ・小脳症状・不随意運動・腎臓の画像異常所見 ・その他（ ）	5 診断方法 ・次の①～③の全ての要件を満たすことを確認 ①15歳未満 ②急性の弛緩性の運動麻痺症状を伴って死亡した者、又は当該症状が24時間以上消失しなかった者 ③明らかに感染性でない血管障害、腫瘍、外傷、代謝障害などでないこと、及び虚性麻痺でないこと	
6 初診年月日	平成 年 月 日	
7 診断（検案（※））年月日	平成 年 月 日	
8 感染したと推定される年月日	平成 年 月 日	
9 発病年月日（*）	平成 年 月 日	
10 死亡年月日（※）	平成 年 月 日	

（1, 2, 4, 11 欄は該当する番号等を○で囲み、3, 6 から 10 欄は年齢、年月日を記入すること。

（※）欄は、死亡者を検案した場合のみ記入すること。

（*）欄は、患者（確定例）を診断した場合のみ記入すること。

4, 11 欄は、該当するものすべてを記載すること。）

（新設）

